

# 厚生年金の知識

1

## 社会保険相談のお知らせ

○国が責任もつて運営  
厚生年金保険は、会社や工場、商店で働く労働者が年をとつたり、病気やけがで働けなくなったり、不幸にして亡くなったりした場合に、年金や一時金を支給して、本人やその家族の生活の安定をはかるためつくられた制度です。

○任意でも加入できます  
一方、五人未満の会社や商店をはじめ、五人以上であっても強制適用の扱いを受けないサービス業、農林水産業、自由業などでも事業者となります。

甲府社会保険事務所が遠隔地のため、毎月第3火曜日が出張相談日です。どうぞご利用下さい。とにかく厚生年金加入期間が1年以上ある人は今のうちにできるだけ整理をしておいて下さるようお願い申しあげます。日程はつぎのとおりです。

6月17日	8月19日	10月21日
7月15日	9月16日	11月18日

## 適用事業所（強制と任意）

に従事する人、自営業の人などが加入する国民年金とともに、わが国の年金制度の中心をなしています。

厚生年金保険の事業を運営するのは政府で、全国各地にある社会保険事務所が窓口業務を取り扱い、また、都道府県の民生部局の保険課が、その指導やとりまとめの事務を行なっています。

### ○「強制加入」が原則

厚生年金への加入は、国民年金の場合と違って、事業所単位に行なわれ、常時五人以上の従業員が働いている会社、工場、商店などは

主が従業員の半数以上の同意を得て、都道府県知事の認可を受ければ、加入することができます。



## 国民年金保険料納付と給付の関係

結論からいいますと、保険料を納めていたくことにより、給付を受ける約束を国がしてくれることになります。このことをもう少し詳しくいきます。

保険する者（制度を運営し、年金を支給すべき事由が生じたとき）にその給付をする義務を負う者）と保険される者（保険料を納める義務を負う反面、年金の支給をうける権利を有する者）になります。ですから現制度のうえでは保険料を納めることにより年金をうける

約束が国と出来ているわけであり、このことは非常に大切なことがあります。以上のことをご理解のうえ今後とも保険料の引き上げ等遅次あります。が逆に高い給付が約束されることですので是非共保険料の納入は各期納付をお願い致します。ちなみに都留市ではすでに年金受給者が人口に対する割合が14%を占め、これまで成熟し、100人中14人の人が何らかの年金を受給しています。

へ国民年金が改正されました。老齢年金は約7%引き上げ、母子年金に母子加算を新設。住民の多くの方がたが加入している国民年金は、毎年物価に随応して年金額を改めていますが、そのほか数年に一度、生活水準などの変動に合わせて年金額や保険料の見直しをしています。今年は幅広い改正が行なわれました。改正後の年金額はつぎの表のとおりです。なお以上の各種年金額の引き上げは本年7月から、母子加算は8月から実施されます。

### 改善された国民年金の月額

給付の種類		現行額	改正後
拠出年金	老齢年金	5年年金 10年年金 25年納付 40年納付	20,108円 24,741 39,225 62,766
	障害年金	1級 2級	52,250 41,800
	母子・準母子年金	子らが1人のとき 母子加算の創設	39,833 0 15,000
	遺児年金	1人のとき	39,833 41,800
福祉年金	老齢福祉年金	明治44年4月1日以前の出生者	20,000 21,500
	障害福祉年金	1級 2級	30,000 20,000 32,300 21,500
	母子・準母子福祉年金	子らが1人のとき	26,000 28,000